

杉並区立杉並第七小学校「いじめ防止基本方針」(平成29年9月改訂・平成26年9月策定)

杉並区立杉並第七小学校長

本方針は、人権尊重の理念といじめ防止対策推進法の規定に基づき、杉並第七小学校のすべての児童が安心して楽しく学校生活を送ることができるよう、いじめ問題を根絶することを目的として策定する。

1. いじめ防止に向けての基本方針

(1)「いじめ」の定義

「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。」を言う。(いじめ防止対策推進法第2条)

(2)いじめ防止に向けての基本姿勢

①軽微ないじめも見逃さない

いじめの認知件数が多いことは問題であるという誤った認識を払拭し、一人一人の教職員の鋭敏な感覚により、軽微ないじめも見逃さずに、的確に認知していく。

②教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む

教職員は、「いじめ防止対策委員会」(管理職、主幹教諭、生活指導主任、担任、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネータ、スクールカウンセラー等からなる)への報告・連絡を欠かさずに行い、組織的にその状況を確認し、適切な役割分担によって対応する。

③相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す

子供の不安や悩みに対して、スクールカウンセラー等を含む全ての教職員が、いつでも相談に応じる体制を整備し、子供が教職員を信頼して相談できる関係を築く。

④子供たち自身がいじめについて考え、行動できるようにする

子供たち自身がいじめを自分たちの問題として主体的に考え、いじめの解決に向けて、話し合い、行動できるように、教職員が子供の活動を励まし支援していく。

⑤保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る

保護者に対して、いじめはどの学校どの子供にも起こりうる問題であることを説明するとともに、被害及び加害の子供の双方の保護者による十分な理解と協力を得ながら対応する。

⑥社会全体の力を結集し、いじめに対峙する

いじめを迅速かつ的確に解決するため、いじめ対応マニュアル(区)を活用し、外部の人材や関係諸機関と適切に連携して対応する。

2. いじめ防止等の具体的な取組

(1) いじめの未然防止

「いじめが発生してから対応する(事故対応)のではなく、「いじめを生まない、許さない学校・学級風土を作る(未然防止)」ことが必要である。すべての児童に健全な社会性を育み、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」、「いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめと同様に許されない行為である」ことを定着させなければならない。

①学級経営の充実...互いの良さを見つけたり考え方の違いに気づかせたりする活動を取り入れ、児童の自己有用感や自尊感情を育む

②わかる授業づくり...児童一人一人が達成感や充実感をもてる、わかる授業の実践に努める。

③道徳教育・人権教育の充実...「いじめは決して許されない」という認識を児童がもてるように教育活動全体を通じて指導する。

④体験活動の充実...他者とかかわり、コミュニケーション能力を培う体験活動を計画的に実施する。

⑤ネット上のいじめに対する対策...児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

(2) いじめの早期発見

①いじめアンケート調査の活用...年間3回、児童に対するアンケート調査を実施する。

②教育相談の実施...定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。5年生は全員面接をする。

③日常的な観察...複数の教職員による観察、情報交換。児童の作品や持ち物、言葉遣いや行動の観察等を情報共有する。

(3) いじめの早期対応

①いじめを察知したら、直ちに管理職に報告する。これを受け、校長は速やかに「いじめ防止対策委員会」を招集する。

②いじめの事実が確認された場合は、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し対応を協議する。いじめを受けた児童とその保護者に対する支援と、いじめを行った児童等に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行う。併せて済美教育センター教育 SAT に報告し、教育委員会と連携していじめ等の解消・事態の改善に向けて取り組む。

③校長は、必要があると認めるときは、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講じる。

④犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会、警察署と連携して対処し、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

3. 重大事態への対処

(1) 重大事態が発生した場合には、事実関係を明確にするため、杉並区いじめ問題対策委員会の調査に協力する。

(2) いじめられた児童及びいじめの実態を報告してくれた児童の安全・安心を確保するため、組織的な取組を徹底する。

(3) 保護者や地域、学校支援本部や学校評議員会等の諸団体、関係機関と連携し、いじめ問題の迅速かつ的確な解決を図る。

いじめ防止基本方針別表

学校全体としての取り組み

		児童に関わること	保護者との連携
①	いじめの未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ○集団から離れている児童への声かけや、学級での人間関係の構築を促す ○日々の人間関係の悩みや学級での関わり方について、担任・学年の先生と相談できる学級づくり、学年づくりを進める。 ○学校生活アンケートやそれに伴う個別の面談・聞き取りを行い、状況を確認する。 ○アンケートは原則3年間保存とする。 ○道徳科、「人権教育プログラム」「心のノート」等の資料を活用して、道徳教育の充実を図る。 ○正しい判断力(自己指導能力)を身に付けさせる。(道徳・特活・総合) 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、「杉七の子ども」を基に持ち物、服装、破損や紛失の発見、けがの防止や予防のチェックを行い、共通した考えで指導を行っていくことを依頼・確認する。 ○家庭での日頃の会話の中で、気になる行動や人間関係の様子に配慮してもらうよう伝える。 ○悩みや心配なことなど何でも親に相談できるような雰囲気づくりを、普段から心がけておくことを伝える。 ○子供の変化や気になることについて、家庭と学校が互いに情報提供を行っていくことを伝える。 ○地域での様々な体験を通して、集団の一員としての自覚や自信を育ませる。
		<ul style="list-style-type: none"> ○子供が集団から離れて一人で行動している場合や、いつものメンバーと離れている場合には、声をかけて話を聞く。 ○子供の変化や気になることについて、家庭に情報提供を行う ○個人面談やアンケートを実施したり、休み時間や放課後などを利用して聞き取りをしたり等、児童から情報を収集する。 ○スクールカウンセラー等による相談窓口を周知する。 ○上履き・机・学用品・掲示物などにいたずらがあったらすぐに対応し、原因を明らかにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子供の持ち物に気を配り、無くなっていたり、増えていたりしていないかを観察する。 ○子供の変化や気になることについて、学校に情報提供を行う。 ○服装の汚れや乱れに気を配る。 ○スクールカウンセラー等による相談窓口を周知する。
③	いじめの早期対応	<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめは絶対に許されない」姿勢で、学年体制で本人や周囲の児童から聞き取りを行い、身体的・精神的な被害について把握し、迅速に的確な初期対応を行う。 ○いじめ防止対策委員会の招集。全教職員での事実確認、いじめの原因や背景の調査と被害を継続させない対応策を実行する。担任への指導・支援を行う。 ○休み時間や登下校の際に教師の見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭では、「わが子の安全を守る」姿勢を第一に、子供の不安な思いや苦しい気持ちに寄り添うとともに、事実や心情を聞き取る。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針、取り組み等への理解を求め、学校と協同して解決にあたるよう、協力してもらう。
		<ul style="list-style-type: none"> ○行為、行動の事実の確認と「いじめは絶対に許されない」という強い指導で、本人に反省と謝罪を促す。 ○いじめ防止対策委員会により、いじめの原因や背景の調査、事実確認を行い、加害者への親身な指導と、いじめの温床となる環境等の改善について指導内容を決定する。担任、学年を含む指導体制を構築する。 ○カウンセラー、教育相談、児童相談所、警察等の関係諸機関と連携をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、「いじめられた子供の安全を守ることを第一に対応する」ことを保護者に伝える。 ○保護者には、事実を冷静に受け止め、自分の子供の言い分を聞いて、事実の整合性を図り、学校と協同して解決を図ることを依頼する。 ○被害児童、保護者に対して、適切な対応(謝罪等)をするように伝える。

	暴力を伴わないいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめは絶対に許されない」姿勢で、学年や専科も含めた体制で、本人や周囲の児童から聞き取りを行い、精神的な被害について把握し、迅速に的確な初期対応を行う。 ○いじめ防止対策委員会の招集。全教職員での事実確認、いじめの原因や背景の調査と被害を継続させない対応策を実行する。担任への指導・支援を行う。 ○休み時間や登下校の際に教師の見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭では、「わが子の安全を守る」姿勢を第一に、子供の不安な思いや苦しい気持ちに寄り添うとともに、事実や心情を聞き取る。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針、取り組み等への理解を求め、学校と協同して解決にあたるよう、協力してもらう。
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○行為、行動の事実の確認と「いじめは絶対に許されない」という強い指導で、本人に反省と謝罪を促す。 ○いじめ防止対策委員会により、いじめの原因や背景の調査、事実確認を行い、加害者への親身な指導と、いじめの温床となる環境等の改善について指導内容を決定する。担任、学年を含む指導体制を構築する。 ○カウンセラー、教育相談、児童相談所、警察等の関係諸機関と連携をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、「いじめられた子供の安全を守ることを第一に対応する」ことを保護者に伝える。 ○保護者には、事実を冷静に受け止め、自分の子供の言い分を聞いて、事実の整合性を図り、学校と協同して歩調で解決を図ることを依頼する。 ○被害児童、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするように伝える。
いじめの早期対応	行為が明確でないいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人の心情に共感し、「いじめからあなたを全力で守る」ことを約束する。 ○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的なダメージについての的確に把握し、迅速に的確な初期対応を行う。 ○いじめ防止対策委員会の招集。全教職員での事実の把握を行う。校内の見回り、声掛けを強化し、被害を継続させない対応策を実行する。担任への指導・支援を行う。 ○いじめの原因や背景を調査し、共通認識で改善を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭では、「わが子の安全を守る」姿勢を第一に、子供の不安な思いや苦しい気持ちに寄り添うとともに、事実や心情を聞き取る。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針、取り組み等への理解を求め、学校と協同して解決にあたるよう、協力してもらう。
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめは絶対に許されない」という毅然とした指導で、本人を含め関係する児童に事実確認を行う。 ○いじめ防止対策委員会により、いじめの原因や背景の調査、事実確認を行い、加害者への親身な指導と、いじめの温床となる環境等の改善について指導内容を決定する。担任、学年を含む指導体制を構築する。 ○カウンセラー、教育相談、等の関係諸機関と連携をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、「いじめられた子供の安全を守ることを第一に対応する」ことを保護者に伝える。 ○保護者には、事実を冷静に受け止め、自分の子供の言い分を聞いて、事実の整合性を図り、学校と協同して解決を図ることを依頼する。 ○被害児童、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするように伝える。
	しない児童 直接関係	<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめを傍観していることは、いじめをしていることと同じである」ことを考えさせ、いじめられた児童の苦しみを理解させる。 ○友達に流されず、正しい判断をして、自分の意思で正しい行動ができることの大切さに気付かせ、指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに気付いた時、傍観者とならず助ける側の態度をとることができるよう育てていく。 ○自分の子供が関わっていなくてもいじめに関わる情報があつた場合は、学校に連絡するよう伝える。 	
④ 重大な事態への 対処		<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策委員会が主体となり、被害児童を安全な場所に保護し、カウンセラー等により適切な対応を行う。 ○学級全員の子供から聞き取り、事実を確認する。 ○加害児童から個別に話を聞き、相手の心情を推測させながら、自分の行為の重大性に気付かせる。 ○区教委、児童相談所等の関係機関と連携し、解決する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、被害者・加害者双方の保護者に連絡し、学校が把握した事実を伝えるとともに、保護者から更に話を聞き取ってもらい、事実の照合を行う。 ○学校は、双方の保護者の同席の下、事実と双方の子供の心情に基づき謝罪と理解を促す。双方の子供をともに良く育成する方向で、合意を図る。 	

家庭や地域との連携

各家庭での 取り組み	<ul style="list-style-type: none">○自分の子供に関心をもち、子供の寂しさやストレスに気付くことができる親になれるよう啓発する。○良いことは褒め、悪いことは悪いと正面から対応し、毅然とした態度で接する親であることを合言葉に意識させる。○子供と日常的、積極的に会話をし、今の悩みや将来の夢を率直に話し合える環境を作る○自分がされて嫌なことは絶対に人にもしないという相手の立場を大切にすることを、しっかりと教えるようにする。○あいさつや他者への思いやりある行動、規範意識に基づく行動など、子供のモデルとなる行動をとるようにする。
地域での 取り組み	<ul style="list-style-type: none">○「地域の中で子供は育つ」ことを再確認し、町会等、各種関係団体と連携し、地域の教育力を高めていく。○子供たちへの積極的なあいさつや声掛けを励行する。○地域行事や自然体験活動への子供たちへの積極的な参加を保護者にも呼びかける。○子供の気になる言動をすぐに学校に情報提供できる体制を構築する。